

東三河都市計画地区計画の決定 (新都市決定)

都市計画国道 151 号沿道 (豊栄) 地区計画を次のように決定する。

名 称		国道 151 号沿道 (豊栄) 地区計画
位 置		新都市豊栄字鳥居前の一部
面 積		約 2.0 ha
地区計画の目標		<p>本地区は、新都市西部の J R 飯田線野田城駅から北へ約 700m、S バス西部線豊栄停留所の前面に位置し、まちの主軸である都市計画道路 3・3・2 豊川新城線 (一般国道 151 号) に隣接する交通利便性に優れた地域である。</p> <p>そこで本計画は、交通利便性の高い立地条件を活かし、市民の日常生活を支える商業機能を集積するとともに、周辺環境に配慮した良好な商業地の形成を目標とする。</p>
区域及び保全の整備開発の方針	土地利用の方針	本地区は、周辺環境に配慮しながら、良好な商業地として適正かつ合理的な土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	周辺の環境と調和の図られた良好な商業地の形成及び維持を図るため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。</p> <p>1 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 34 条第 1 号に規定する建築物 (都市計画法施行令 (昭和 44 年政令第 158 号) 第 29 条の 5 に規定する公益上必要な建築物及び、店舗、飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 m<sup>2</sup>を超えるものを除く。)</p> <p>2 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 別表第 2 (は) 項第 5 号に掲げるもの。ただし、同号に規定する床面積の制限については適用しない。(これらの用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 m<sup>2</sup>を超えるものを除く。)</p> <p>3 農産物等の処理、加工又は集出荷の用に供する施設</p> <p>4 冠婚葬祭業の用に供する集会場</p> <p>5 第 1 項から第 4 項に掲げる建築物に併設する事務所、倉庫、車庫及び修理工場 (自動車小売業又は農耕用品小売業を営む店舗に併設するものに限る。)</p> <p>6 畜舎 (ペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものに限る。)</p>
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及び敷地境界線までの距離は 1 m 以上でなければならない。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の形態及び色彩は、周辺環境と調和したものとする。

「区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

本地区は、計画的な土地利用の誘導及び周辺環境と調和のとれた秩序ある商業地の形成を図るため、地区計画を定めるものである。